

京都府公立大学法人教職員出向規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。）第28条第2項の規定に基づき、京都府公立大学法人（以下「本法人」という）から本法人以外の法人等（以下「出向先」という）に出向する教職員（以下「出向者」という）の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「在籍出向」とは、本法人に教職員として在籍のまま、出向先の指揮命令のもとに、出向先においてその業務に従事することを、また、「転籍出向」とは、復帰を前提に本法人の教職員の身分を辞し、出向先の教職員として、当該出向先においてその業務に従事することをいう。

(出向の取扱原則)

第3条 本法人は、出向者の労働条件が出向によって著しく不利益にならないよう配慮するものとする。

(労働条件等の説明)

第4条 本法人が、教職員に出向を命じる場合は、出向者に対し、出向先、出向目的、出向期間、出向先の担当業務、労働条件等を説明しなければならない。なお、転籍出向については教職員の同意を得るものとする。

(出向者の心得)

第5条 出向者は、出向目的を達成するため、出向先の指揮命令に従い、出向先の職員と協力し、誠実に勤務しなければならない。

(在籍出向者の所属)

第6条 在籍出向者の出向期間中の本法人における所属は、出向時に在籍していた所属付けとする。

(出向期間)

第7条 出向期間は、原則として3年以内とする。ただし、業務上の都合により、出向期間を延長又は短縮することがある。

(出向の終了)

第8条 出向期間が満了したとき、出向は当然終了するものとする。

2 出向者が次の各号の一に該当する場合は、出向を終了させるものとする。

- (1) 出向期間中に退職する場合
- (2) 出向先の就業規則による解雇、懲戒（減給、戒告は除く。）、休職の事由に該当した場合
- (3) 出向者から本法人への復帰を希望しないことの申し出があり、本法人と出向先との協議によりその申し出を認めた場合
- (4) その他本法人が特に必要と認めた場合

(服務等)

第9条 在籍出向者の出向先における服務規律、勤務時間、休日、休暇等の労働条件については、本法人において特に定めた事項以外は出向先の定めるところによる。

(給与)

第10条 在籍出向者の給与は、出向先との協議により、出向先が支給する。ただし、これによりがたい事情があるときは、出向先との協議により定めることができる。

(安全衛生)

第11条 出向者の健康管理、その他の安全衛生の管理は出向先が行うものとする。

(社会保険等)

第12条 出向者の共済組合雇用保険及び労災保険に関する事項は、出向先で取扱うものとする。ただし、これによりがたい事情があるときは、出向先との協議により定めることができる。

(例外事項の取扱)

第13条 出向先又は本法人の事情その他により、この規程に定めのない事項が生じたときは、その都度出向先及び本法人で協議するものとする。

第14条 出向先と本法人との協議に基づきこの規程の定めと異なる扱いをすることがある。この場合、当該職員の同意を得るものとする。

第15条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定により、京都府から派遣された教職員には、この規程は適用しないものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。